

2020 . 10. 21. No.390

おきがくろうニュース  
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で！

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239  
沖縄学校事務労働組合

okigakurou2017@gmail.com

## 「ドタバタ土曜日授業」と「時間外手当」

那覇市では、新型コロナウイルスの影響により夏休み明けの8/11～8/30まで休校期間となった。それを受けて、市教委は土曜日授業の実施を決定。今回も場当たりの市教委の対応を目の当たりにした。

・令和2年8月21日（金） 12:21

休校期間中であり在宅勤務も含めて、多くの職員が不在の中、「土曜授業の実施と週休日の振替について」市教委より通知がある。

- 1) 児童生徒の学びの保障を確保するため月に2回、計6回の土曜日授業を行う。
- 2) 小学校は8/24～8/28の間で振替。（児童受け入れがあるため）
- 3) 中学校は原則8/24（月）
- 4) 市費負担職員は除外秋季休業日は振替休となるため、緊急連絡等の対応は学校教育課（市教委）が行う。

市教委が通知してきた当初の日程は、那覇地区中体連主催の夏季総体や教員採用試験3次試験等と重なっており、現場に混乱を招いた。

また、8/24（月）の中学校の振替休を委員会内で共有しておらず、委員会内で多くの学校が留守電を解除していないと誤解を招き、工事予定等（委員会が勝手に日程を組み入れて、学校が来校を把握できていない）業者にも迷惑を掛けてしまった。そして、勤務日振替にあたっては、前4週と後8週の解釈を誤っており、8/28までに、9/12と9/26の土曜日授業分の振替を

学校に指示したが、9/26の前4週は8/29でありフライング振替となった。その結果9/12は午前中授業にも関わらず、勤務は丸1日となった。

また、土曜日授業は、4時間勤務となるため、4時間×2日＝8時間となり、1日の勤務時間7時間45分の残り15分の処理問題が出てくる。そして、なんと！！振替日を取る週に15分早く帰宅する日を1日設けることとするよう市教委から通知が届いたのだ。他府県の市町村では割り振りの変更できる時間を4時間と3時間45分と変更したところもあるが、沖縄県は4時間のみで勤務時間が8時間から変更になった際に改正を行っておらず、今回のような事態を招いている。

そもそも論として、教育課程の編成は学校長の権限であり、市教委が命令して土曜日授業を入れることは市の学校管理運営規則に則していないのではないだろうか。また、市教委は勤務日割振簿の作成を教育課程の編成内のため不要としているが、どの学校も今年度土曜日授業の実施を教育課程として委員会に届け出していないはずだ。そのため、教育課程に組み込まれていない出勤をさせるのであるから、本来ならば、校長は職員に勤務日割振簿にて勤務命令と振替日の提示を行わなければならない。運動会の振替日に年休を出す職員は皆無と思うが、土曜日授業の振替日には職員から年休処理簿の申請があるのだ。とほほ・・・。



https://okigakurou  
web.fc2.com/  
https://okigakurou.web  
fc2.com/

問題は他にもある。子どもをみてくれる場所がないのだ。(保育園や幼稚園が土曜日休みの所もある) そのため、子どもを学校に連れてきた教員もいた。2月の全国一斉休校の際にも問題となったのが、子どもの預け先だ。沖縄県でも子どもの休校に伴っての特別休暇を設置している。市教委は、その事も考えたのだろうか。また、文科省がコロナの影響に時数不足を問わないとしているにも関わらず、土曜授業をする必要性はあるのだろうか。そして、休みが週1日しかなく、児童生徒も職員も月曜日に疲れは取れているのだろうか。学びの保障の前に学ぶための休養の保障が必要である。

2014年の話になるが、他県のとある市で月2回の土曜日授業を導入した際に、勤続25年目の教務主任が土曜授業の中止を求めて「市の庁舎ごと吹き飛ばす」などとした脅迫文を教育委員会に計6通を送り付けた事件があった。

当時でも、土曜日授業の実施は教員の負担になっていると話題になったが、今は更に、平日の授業時数の増加や道徳の教科化、小学校での英語の導入、職場体験にキャリア教育、地域連携と学校を取り巻く環境と教員の仕事量の増加は計り知れない。

最後に、私の勤める小学校では、土曜日授業に際して、中止となった運動会や授業参観の代わりに「体育参観」が行われる予定だ。また、土曜日は主要教科より、総合の授業や学級レク等が多く行われており、学びの保障?と疑問である。また、終業式の日も授業より、4日しかない秋休みの過ごし方と学級レク等でコマ数が消化されていた。土曜日授業の実施より、前例踏襲をやめた方が学びの保障に繋がるのではな

### 【時間外手当の請求は忘れずに!!】

突然の土曜日授業の通知で真っ先に頭に浮かんだのが、時間外の処理である。土曜日授業の意義は効果的に疑問だが、時間外について考える良い機会となった。

1週間の計算は、日曜日から土曜日である。

同一週に勤務日を振替えられないと、土曜日出勤時間に対して25%の時間外手当が発生する。また、振替を取れずに、土曜日出勤した際には、135%の時間外手当が発生する。ちなみに、平日の時間外手当は125%である。

那覇市では、9月の祝日の週に土曜日授業が行われた学校もあり、人事委員会規則の「時間外勤務手当に関する規則」に記載されている内容を読み取ると25%は支給対象外で、135%は支給対象となる!?!のかと解釈でき、困惑してしまった。えっ、祝日の週の土曜日は時間外は請求できないの!?!と思われた方もいらっしゃると思います。しかし、事務所に確認したところ、25%(同一週以外の振替)も135%(振替なし)もどちらも該当することと判明した。

結論はこうである。祝日の勤務時間を差し引くのは、休日勤務手当が発生した祝日のことであり、通常の給与が出ている祝日は除算対象外とのこと。ちなみに休日勤務手当の予算措置がされていないため、休日勤務手当は申請できないことも判明した。つまり、祝日週であっても時間外勤務は請求ができるのだ。一安心。

沖学労では、日々の仕事に追われ見落としがちな規則を慣習ではなく、条例に沿って実務が行えるように勉強会を行っております。興味がある方、仕事で疑問に感じたことを問いかけてみませんか。